

社会民衆婦人同盟の母子扶助法制定運動

—働く女性たちの児童／母性保護の要求と山川菊栄の播いた種—

今井小の実

一はじめに

金子（山高）しげりは、一九三四年九月「母性保護法制定促進婦人連盟」（のちに母性保護連盟と改称）が生まれる前夜にあつて、それまでの運動の歴史を概観している。⁽¹⁾ 金子は、我が國初の母子扶助法制定の要求運動を一九二六年婦女新聞社内に設置された母子扶助法制定促進会の活動に求める。この活動は、内務省による児童扶助法案提出の形勢にあつて打ち切られたが、実際は政変の犠牲となつて実現せず、一九二九年の救護法の制定に続く。金子は、同法が児童扶助に制限的であり、「しかもその精神たるや、どこまでも窮民としての恤救にすぎない」点で不十分なものであつたとして、次に「貧困母子の経済的扶助は当然國家の負うべき義務なり」という主張の下に登場したのが社会民衆婦人同盟の運動であつたと説明している。一九三〇年より本格的に展開された社会民衆婦人同盟による母子扶助法制定運動は、このような歴史の流れのなかにあつた。

本稿は、大正中期に繰り広げられた母性保護論争を思想の起点として、その後展開された運動が母子保護法成立と

して結実していくまでの過程を、女性たちによる母子扶助法制定運動の側から明らかにする研究の一部である。金子が母性保護運動の前史としてあげた婦女新聞の運動に関しては既に別の論文⁽²⁾で明らかにしたので、今回はそのあとに続く社会民衆婦人同盟の運動の全貌にせまりたい。無産女性団体に関する研究の主流は、左派に偏するものが大半であり、社会民衆婦人同盟（以下、時に同盟）のようないわゆる中間派や右派的な無産女性団体に関する研究の先鞭をつけたのは石月静江⁽³⁾であった。しかし石月の研究は、同盟の活動を無産女性団体全体のなかでマクロ的に押さえたものであり、その母子扶助法の要求運動に焦点をあてたものではない。

同盟の母子扶助法制定運動に着目したものは、今中保子の「戦前における母子保護法制定運動の歴史的意義」⁽⁴⁾がある。今中は、婦女新聞社の運動をたどり、つづく同盟の運動については無産運動の立場から分析しており、見事な研究となっている。本稿では今中の業績に学びながらも、しかしあらたな視点からこの運動を概観してみたい。それは、母性保護論争（以下、時に「論争」）から続く“継承性”である。今中は論争を「市民的婦人が、母性保護のための社会政策の必要性を説くにいたつた」と位置づけたが、その後の新婦人協会の母性保護運動や婦女新聞の母子扶助法制定運動との具体的な継承性については必ずしも明らかにしてはいない。

したがつて本稿では、同盟の運動の「論争」から続く連続的、あるいは非連続的側面に注目する。「論争」で展開された母性保護の主張は、大別すると、平塚らいとう、山田わかによる母性主義と、山川菊栄による社会主義という二つの立場からなされている。前者は、その後、新婦人協会をへて、婦女新聞社の母子扶助法制定促進会（以下、「促進会」）という市民運動に受け継がれ、後者は菊栄を通じて、無産運動のなかに母性保護の要求を定着化させていく。この両者が再び母性保護連盟で合流し、その運動の一応の成果として母子保護法が誕生するのである。同盟の運動もこの流れのなかからとらえる必要がある。そのため、本稿では「論争」と同盟を結ぶキーパーソンとして山川

菊栄をおき、同盟の運動を支えた思想を理解し、実際の展開については、先陣である婦女新聞社の活動との関係から分析していきたい。ところでこのような運動の歴史のうえに誕生した母子保護法は、戦時的人的資源政策の一環であつたとの評価がある。本稿ではこの点に留意して、なぜ女性たち自身の要求から出発し望まれた母子保護法がそのような評価を受ける法律に変容したのか、同時にそのファクターを追究したい。

なお、『女性』に対する表記は、当時の表現または資料に準じており、ばらつきがあることをご了承いただきたい。

二 母性保護論争と母性保護運動——山川菊栄が播いた種——

一九二八年七月に社会婦人同盟が改称し誕生した社会民衆婦人同盟は、その組織の命運をかけて母子扶助法制定運動を展開し、社会民衆党議員片山哲により、法案を議会に提出するまでにいたつた。同盟が母体政党である社会民衆の方針に従いながらも、女性としての独自の要求を前面に打ち出し、生活擁護の運動を進めていった結果であつた。しかし無産団体が、このような『性』に起因する特殊な要求に対する運動を最初から手放して受け入れていたわけではない。むしろこれらの要求はブルジョア的であり、また同じ無産階級に属するものとしての自覚にもかかわる問題として白眼視されてきたのである。その状況に風穴をあけ、運動への扉を開いたのが、山川菊栄であつた。菊栄は無産運動のなかに、『女性の特殊な要求』である母性保護運動⁽⁵⁾の道を拓き、やがて母子扶助法制定要求の運動へとつななる『土壤』を用意したのであつた。それは菊栄が、大正中期に繰り広げられた母性保護論争に参加した経験と無関係ではない。

(一) 母性保護論争と山川菊栄

母性保護論争は、一九一八年与謝野晶子の母性主義の運動を批判した論文に、エレン・ケイを信奉する立場から平塚らいてうが応戦し、やがて山田わか、山川菊栄も参加して、約一年に亘る論争に発展したものである。ここでは、菊栄の主張を整理することにより論争を概観してみたい。

最初に菊栄が挑んだ論争の相手は、わかであつた。わかな家庭にこそ女性の天職があるとする論旨が、保守反動的な婦人論であり看過できないものとして菊栄を刺激したのである。性的区別に立脚するケイの思想を反動思想として、その影響下にあるわかな家庭天職論も、女の本質は各自で決めることで他人から決められるものではないと非難したのであつた。「今日の男女の分業は余りに均衡を失して居る」と考える菊栄は、男女共に家庭外労働にも育児にも参加できる社会が望ましいと主張したのである。

菊栄が次に試みたのが、晶子、らいてうの論争の整理であつた。⁽⁶⁾ 晶子の立場を婦人解放を叫んで立ち上がつた従来の女権主義であり、その弊害を予防するための対抗、修正案として起こつた母性主義の立場がらいてうであると、入り組んだ論争の交通整理を見事にやってみせたのである。その上で約一世紀の隔がある両者の運動が同時に起こつたのは、短期間で外国の進歩を模倣しなければならない日本の事情であると説明し、両者の主張は相反するものではなく共に行われた方が婦人の地位を安固にすると論争を止揚した。

働く女性を支持する菊栄が、家庭婦人の母性保護を訴えるらいてうの主張を認めたのは、「家事に忙殺されて他に職業をもち得ないことも許さるべきであり、またその婦人の家庭に於ける労働が遊戯でも道楽でもなく、社会的必要である限り、これに経済的価値を認められては好い筈」⁽⁹⁾だと考えたからであり、科学の進歩により家庭生活の単純化と育児の社会化とが婦人の家庭の負担を軽くし社会的活動を十分にしたとはいえ、育児期間に家庭外労働につくこと

が困難である以上、「育児といふ社会的任務を遂行して居る婦人がその間社会の手に依て扶養せられることは、何等の不思議でも不自然でもなく思はれ」⁽¹⁾たからであった。家庭労働が不払労働であり、それが労働婦人の地位低下も招来すると看破した菊栄は、家庭労働にも経済的価値を認めるべだと主張したのである。同時に、晶子同様に婦人労働の発展も望む菊栄は、育児の社会化や、将来の労働保険に含まれるであろう母性の保護に期待をよせた。

このように菊栄は、自分の手で子どもを育てたい女性も、働きたい女性も、それが女性の意志で選択できる社会の出現を期待した。らいてうやわかのように女性の「母性」を所与のものとせずに、あくまでも「自主的な母性」を望んだのである。そして家事労働を「使用価値」から「交換価値」へと転化することで、両者の生き方を理論的にも正当化しようと試みた。最後に菊栄は、本来、労働の権利も生活の権利も認めなければならないのに、旧来の女権運動は前者のみを、母権運動は「母たる婦人のみの生活権の要求に甘んじて、万人の為めに平等の生活権を提唱することに思ひ及ばない」⁽²⁾と指摘し、晶子とらいてうの誤謬を現社会の経済関係に斧鉄を下そうとしないところにあると、社会主義者としての認識を示したのであった。

(二) 菊栄の播いた種と無産女性団体の母性保護運動

その後、「論争」での主張をまっさきに運動につないだのは、らいてうであつた。⁽³⁾らいてうは、山田わか・嘉吉夫妻を相談相手に、市川房枝、奥むめおという協力者をえて、一九二〇年三月二八日新婦人協会を正式に発足させたのである。一方、社会主義者としての自覚を日々、強めた菊栄は、約一年後の春、堺真柄、伊藤野枝らと赤瀧会を結成する。「論争」で、らいてうの主張の正当性も認めた菊栄は、しかしこのころ、らいてうの選んだ方法にはむしろ批判的であつた。当時の菊栄は、民主主義的な要求を軽視し、サンディカリズム的色彩に染まつている。そのため、

「新婦人協会の綱領である「男女の機会均等」「婦人及び子供の権利の伸張」は、私どもの目的と一致⁽¹³⁾しているとしながらも、「けれども私どもは、それらが資本主義と相容れぬものであることを知るゆえに、資本主義の崩壊を速めることが、私どもの目的を貫徹する上に一番有効な、確実な方法だと信じております」⁽¹⁴⁾と続けたのである。やがて新婦人協会は解散、その母性保護運動は婦女新聞社の「促進会」の活動に引き継がれた。⁽¹⁵⁾

菊栄が次第に現実的な運動に近づき、民主主義闘争の必然性を認識し始めたのは、一九二二年のロシア飢饉救済婦人運動や、翌年の関東大震災の救援活動のなかから誕生した東京連合婦人会への参加という市民的婦人運動家との共闘体験をとおして、デモクラシーに対する根本的な見方を転換したためであつたといわれている。⁽¹⁶⁾その背景には、むろん夫山川均の「大衆の中へ」とのスローガンに代表される「方向転換」論の影響や、菊栄自身が常に各国の社会主義に関する新動向を入手し、理論にも精通していたという環境があつたと考えられる。そして既にデモクラシーの要求の意義が十分に理解できていた菊栄は、震災後の一連の活動を福本イズムに染まつた同胞たちに「大衆への溺死だ」と非難されながらも、一時期ではあるが婦人参政権運動にも参加したのであつた。

一方、翌一九二四年六月には普通選挙法の成立を目前に、無産階級独自の政治勢力結集のために政治研究会が誕生する。関東大震災により居を失い神戸に一時、移っていた菊栄は、その神戸支部に入会した。同研究会と、労働組合、農民組合、水平社、無産青年同盟などによって、来るべく普通選挙に備えた無産政党組織準備会が大阪に成立したのは一九二五年八月のことであった。各団体から行動綱領が提出されたが、日本労働総同盟（以下、総同盟）の提案のなかに「婦人の社会的地位の向上」との漠然としたものがあるだけで、婦人の要求項目が全くみあたらぬことに失望した菊栄は、政治研究会神戸支部婦人部を通して、「婦人の特殊要求」を無産政党綱領の中に提起したのである。即ち、「一 戸主制度の撤廃、一切の男女不平等法律の廃止／二 教育と職業の機会均等／三 公娼制度の廃止／四 標

進生活賃金（最低賃金）制定の要求については性および民族（朝鮮人、台灣人）をとわず、一律の最低額を要求すること／五 同一労働に対する男女同一賃金率／六 母性保護（産前産後の保護、妊婦の解雇禁止その他）」との六項目を付加した修正案を提示したのであった。

それは、かつて菊栄自身が新婦人協会を批判した時にブルジョア的として排斥したものであつた。⁽¹⁸⁾ これらの要求について、菊栄は説明する。女性独自の要求をかかげるのは、「婦人は一つの経済的階級として存在するものではないが、政治的、社会的に平等の権利を剥奪されている点では、各階級の婦人が共通の特殊利害をもつていて」⁽¹⁹⁾ からであり、それらは先進資本主義諸国では三〇年～五〇年前にブルジョアジーの手で解決された反封建的、政治的、社会的デモクラシーの要求を含むが、「無産政党は、その本来の性質がいつさいの反封建主義的および反資本主義的勢力を結成した大衆的政党たるに在り、無産階級の闘争の自由を拡大するために政治的、社会的デモクラシーの確立を最重要な使命としている以上」、「被圧迫者としての全婦人に通ずるデモクラーの要求を代表することは、その当然の任務」だからであつた。⁽²⁰⁾

しかし菊栄の出した修正案に対する無産陣営の反応は、あまりにも冷ややかであった。それは、社会主義革命が成功すれば女性問題も解決すると単純に信じた当時の日本のマルクス主義者たちの理解の範囲を越えていたためである。⁽²¹⁾ そして公娼廃止の件以外はすべて反マルクス主義だからとの理由で否決され、女性たちもそれにしたがつた形になつたのであつた。⁽²²⁾ 「この婦人の特殊要求は、I.L.O.も、第一、第二、第三インターも、みな認めている世界共通のもの」⁽²³⁾ といつてよいものであり、菊栄はこの程度の常識すら認めようとしている男子の指導者やそれに従う婦人連に、絶望を感じずにはいられなかつた。

こうして無産団体の内部で拒否された菊栄の『女性独自の要求』への提言は、翌年の日本労働組合評議会（以下、

評議会)における「婦人部論争」へ引き継がれることになる。評議会は一九二五年五月、総同盟の分裂により左派によつて結成された組織であった。ここにおもだつた女性活動家たちも移つてきたのである。古くは友愛会婦人部からの伝統があるこの評議会でも、本部に婦人部を設置するのは創立当初からの懸案事項であつた。⁽²⁴⁾そのため、同年一〇月には、婦人部全国協議会を開催し、ここで菊栄が請われて作成した「婦人部テーゼ」を採択した。このテーゼに基づいて、女性たちが組織づくりを展開していたところ、翌二六年四月の第一回大会で、男性幹部の多数が婦人部設置に関して反対、「婦人部論争」が始まるのである。菊栄は、この論争に関わり婦人部設置の必要性を主張した。

男性たちの多くが婦人部の設置を反対した理由は、男子との共同戦線を妨げる、性的差別の撤廃は労働組合の職分ではない、女性の低賃金は女性の特性であるがゆえではなく経済的負担が軽いからであつて婦人部必要の理由にはならないといったものであった。⁽²⁵⁾要するに、菊栄が示した「女性独自の要求」は、ここでも教条的なマルクス主義の理解者から排斥されようとしたのである。しかし菊栄は、あくまでも労働者の「階級的隸属」と女性の「封建的隸属」を統一的にとらえ、持ち前の明晰な理論のたて方で反対論者たちに反撃していく。菊栄がたたかうべき相手は、資本主義体制に甘んずるブルジョアばかりか、女性にあまりに無理解で差別的な同志たちのなかにもあつたのである。菊栄はこのなかにあって、階級関係だけでは解消できない特殊な問題あるいは矛盾が存在すると主張したのであつた。⁽²⁶⁾

この論争を経て、婦人部組織の必要性が明白になり、翌年の五月に行われた評議会第三回大会では、婦人部設置はあつさりと決定される。こうして菊栄が提示した女性独自の視点からその要求を闘争課題にのせていく必要性は、様々な論争を社会主義陣営間に呼び起こしながらも、次第に我が国の無産婦人運動のなかで定式化していくのであつた。⁽²⁷⁾

三 社会民衆婦人同盟と母子扶助制定運動

(一) 社会民衆婦人同盟の誕生と母子問題

かの「婦人部論争」において婦人部の必要をといた菊栄は、女性の独立した団体の設立には懷疑的であり、将来の運動全体の方針としては同一団体内部での設置に留めるべきだと考えていた。⁽²⁵⁾しかし菊栄の提起した「婦人の特殊要求」の必要性は、結果的には、この時期に無産女性団体を次々と誕生させることになる。

一九二五年の（男子）「普通選挙法」成立によって、翌年三月に左派の労働農民党（労農党）が発足、一二月には右派の労農党脱退者により社会民衆党が結成され、続いて中間派の日本労農党が誕生した。政治結社への加入が認められていなかつた女性たちは、これらの政党の傘下で同盟を結成することになる。そして一九二七年七月には、労農党の下に関東婦人同盟が、続いて十月には日本労農党の下に全国婦人同盟が、そして一月には社会民衆党の下に社会婦人同盟が誕生した。

昭和恐慌は、無産階級を直撃し、その生活を破壊する。街は失業者であふれていた。そして貧困化の大きな波にさらされたのが女性労働者であり、なかでも乳幼児を抱えた母親の失業は死活問題であった。また家庭にいる専業主婦にあつても、夫の失業は即、毎日の食にもことからく状況につながり、その結果、欠食児童が激増した。さらに窮乏は農村では少女の身売りに、都市においては母子心中という形であらわれ、大きな社会問題となりつつあつた。恐慌は、女性や子どもの生存までも脅かしたのである。このような社会的背景をうけて、この時期に誕生した無産女性団体は、参政権や勤労権の要求とともに、母性保護、児童保護、無料産院・託児所の設置など女性や児童の生活擁護運動を展

開していく。それらの各団体共通の要求項目として、男女平等の要求に加えて母性保護の要求も掲げられた。菊栄の播いた「婦人の特殊要求」の種が、実を結んだのである。このなかの社会婦人同盟が社会民衆婦人同盟となり、「女性独自の要求」として、特に母子扶助法の制定を要求して運動を展開するのであつた。

一九二八年七月、改称により新たに誕生した社会民衆婦人同盟は、宣言、綱領、政策を発表した。改称の理由は、組織内容を充実させることと、社会民衆党への支持をさらに明確に宣言するためであつた。「綱領」の初めには、「一、吾等は、資本主義的社會制度が、勤労階級婦人の生活を保証し、且つ人格の尊貴を発揚せしめ得ざることを確信するが故に之が改革を期す」⁽³²⁾ことをあげ、またその改革が合理合法的な手段によりめざされるものであり、主義主張の同じ社会民衆党と協力すると続いている。

一方で同盟は、「我々勤労階級婦人は、家事と職業と二重の負担に苦しめられてゐる」⁽³³⁾との「女性独自の要求」から出発する姿勢を鮮明にした。菊栄の主張は、右派と呼ばれる無産女性団体のなかにも確實に根づいており、「一、婦人参政権の獲得、二、労働婦人及び職業婦人に対する保護立法の制定、三、婦人に対する法律的經濟的社會的差別の撤廃、四、教育の機会均等、五、公娼制度の廃止、六、母子保護法の制定、七、生活必需品の低価及消費税の撤廃」という「政策」の基本的な柱をみれば、その「婦人の特殊要求」との共通性は明らかであつた。そして既に結成当初の「政策」から、「母子保護法の制定」はその射程に入つていたのである。

「会則」によれば、組織は組織部／教育宣伝部／調査部／事業部／出版部／財務部／対議会運動部の七部門からなり、機関として大会と中央委員会、中央執行委員会を設置、本部に中央執行委員長、中央執行委員、主事、会計、会計監査、各部主任を置くとある。一年後の第二回全国協議会の報告には、執行委員に赤松明子、赤松常子、阿部静枝ら八名の名があげられ、執行委員長山田安子、会計赤松明子、会計監督三浦よし子と、中枢部は社会婦人同盟時より

変わつていなことを示している。⁽³⁵⁾

一九二八年十一月より機関誌『民衆婦人』が発行され、第一号には江東支部の設立と、全国九ヵ所に支部準備中との報告があり、支部設立に精力的に動いている様子がわかる。しかし当初の同盟がその力の多くを注いだのは、婦人参政権運動であった。婦選獲得共同委員会への参加や、翌年二月の社会民衆党巢鴨分会との共同主催での婦人公民権演説会にみられるように、対第五六議会（二八年一二月から翌三月）に向けて活発に活動を展開している。また横浜支部による妊娠婦相談所開設（六月）や、東京のガス料金値下げ運動など、日常の生活問題にも心くばりを見せた。それは同盟が「社会民主主義の旗の下に、勤労階級的婦人の解放を目指して」⁽³⁶⁾おり、「我々の運動は大衆運動」であると常に意識していたからであった。

（二）社会民衆婦人同盟の母子扶助法制定運動

その同盟が、具体的に母子扶助法制定運動にとりかかるのは、一九二九年一二月八日の全国協議会開催以降である。その時点で四支部結成一五支部準備中⁽³⁷⁾という順調な発展をとげつた同盟は、今後の方針として、会員獲得の努力をあげ、労働婦人・職業婦人は当然のこと、「日常の生活問題や家庭婦人に關係のある問題をとらへて家庭婦人の組織に邁進すること」⁽³⁸⁾に力を尽くすとしたのである。その背景には、未だ多くの勤労階級婦人は、「封建主義の殻の中」、眠りについており、一層の婦人大衆の組織と教育に奮起しなければならないという使命感と、他方で「有産諸政党は、婦人公民権の好餌をもつて、未だ汚れざる婦人大衆を醜惡なる政争の渦中に巻き込まんとしてゐる」との危惧があり、「我々は断じて我々の同性の一人をも彼等の手に渡してはならぬ」との決意があつたのである。その任務のためにも「勤労婦人大衆の切実なる要求を我々の政策に具体化し」、「実効のある進路をとらねばならぬ」⁽³⁹⁾のであり、

労働婦人及び職業婦人、家庭婦人、農村婦人の婦人層を意識して具体策をあげるのであるが、そのなかで家庭婦人を対象にした政策が母子扶助法の制定であつた。すなわち、「我等は家庭婦人を現在の家庭の苦役から解放し、正しい意味の家庭を創造する為めに、現在の封建的法律（例へば親族法、婚姻法、離婚法）の改正を期す。また母と子供の権利を擁護し、その生活を安全ならしむるために母子扶助法の制定を獲得しなければならぬ。」と、要求を位置づけたのである。

この方針は同日（一二月八日）から三日間に亘つて行われた社会民衆党第四回全国大会でも、「婦人の政治結社加入の自由獲得に関する件」と「母子扶助法制定に関する件」の二案として婦人部から提出され、満場一致で可決されたことで確認される。⁽⁴²⁾ そして組織の中核にいた赤松明子の「家庭婦人の大多数は、婦人参政権よりは母子保護法をより切実に要求」⁽⁴³⁾ しているとの認識と、家庭婦人層を最も重要なターゲットとして位置づけた今後の方針とあわせみれば、必然的に運動は後者に比重を傾けていくことになった。

その傾向に拍車をかけたのが、翌一九三〇年一月の総選挙の社会民衆党の惨敗であつた。社会民衆党は、前年の九月には中央委員会において左翼派擁護の中央委員及び三つの労働組合を除名しており、また年末に行われた第四回全國大会でも内紛があつたとされ、それが選挙にも影響したであろうことは容易に想像できた。⁽⁴⁴⁾ この選挙の結果を重く受け止めた同盟は、このころより同盟系の労働婦人連盟との合同を意識していく。⁽⁴⁵⁾ 労働組合との一体化という過程で、同盟は一般労働者の要求に一層、応えようとする姿勢を強めていった。そして六月二一日に開催された第二回全國協議会で具体的な運動課題としてあげられたのは、「母子扶助法制定要求」と「労働組合法獲得運動の件」の二つであった。そこで決議された「母子扶助法制定要求に関する決議」では、児童、母性に関する悲惨な事件の殆どが社会的原因による失業の深刻化に起因するとの認識が明確にされ、家族の最低限度の生活の保障を要求する失業

対策の一つとして要求していくとの立場を明らかにしている。⁽⁴⁶⁾

同盟のこの決議の背景には、貰い子殺しや主婦の子殺し、一家心中、母子心中で生命を奪われる子どもたちや、朝飯抜き、弁当抜きで登校する欠食児童の存在があつた。社会的原因であるはずの失業によつて脅かされる児童たちの生存を、何とか守りたいとの女性たちの思いがあつたのである。決議案は二三日に首相官邸の齊藤内務次官に手渡され、同盟は母子扶助法案作成にとりかかつた。そして早くも七月一六日には「母子扶助制定の理由とその要領」で法案要項を発表⁽⁴⁷⁾、（1）夫死別または精神的身体的不具廃疾の夫を有する妻を生計維持と子女養育との二重の負担から免れ養育に完らしめるため、（2）失業による生活難による悲劇続出を防ぐためには、社会保険のない今日に最も緊急なこと、（3）子女は院内保護だと弊害多く、母親の下で育てられる方がよいとは世界一般の認識、といった三つの理由をあげている。

一方、九月の第三回中央執行委員会では、産児調節運動の開始が協議され、運動はその後、産児制限運動とともに展開されていくことになる。それは大恐慌の下、生命の危険にさえさらされていく母子の生活の窮乏化を目の当たりするなかで、同盟が「母子保護」のための方法として、母子扶助法制定を積極的方法、産児制限を消極的方法と位置づけたからであつた。⁽⁴⁸⁾

全国レベルで展開された運動としては、一〇月一一日から一三日を母子扶助法獲得闘争デーとして、東京、横浜、大阪、山口など各地で行われた街頭署名運動とビラまきがある。⁽⁴⁹⁾ 東京では一一、一二日の両日をビラまきと署名運動にあて、一三日に浅草公会堂で大演説会を開催、赤松明子の司会で、安倍磯雄や片山哲、赤松常子、奥むねお、阿部静枝が演説を行つた。横浜では約一万枚のビラを配布した模様が報告されている。一方で、官憲の監視が執拗であったことを報告する支部もあつた。大阪支部では、「母子扶助法獲得へ」の大旗を押し立て、同盟の名前が入つた赤た

すき姿で、阪急、花園橋、心斎橋、三越前、上六の五カ所で街頭署名を行つたが、わずか三〇分後には検束にあつたことが報告されている。尼崎支部準備会でも官憲の干渉が嚴重で殆ど実行できなかつたと伝えた。しかし一般大衆の反応は、「個人主義の冷淡な衣に包まれた」東京を除けば、まづまづのものであつたことがわかる。そして、この年の一二月に第一回全国大会を東京で開催した同盟は、今後一年間の闘争目標八項目のトップに再び母子扶助法の即時制定をあげて、再度、それが重要な目標であることを確認したのであつた。⁽⁵⁰⁾

翌一九三一年三月一日には、第五九議会に提出する母子扶助法と労働組合法案を援護射撃するために、両法案獲得デー運動も展開している。当日は総同盟婦人部とともに、東京、神奈川、静岡、岐阜、広島などで、デモやビラ、風船による華々しい宣伝活動を行つた。⁽⁵¹⁾ 報告からは、官憲の妨害にあいながらも果敢に運動が行われた様子がみてくる。そしてついに同月、社会民衆党議員片山哲によつて議会に同盟作成の母子扶助法案が提出されたのである。⁽⁵²⁾

この法案と、大正一五年の時点で婦女新聞社の「促進会」が考へていたものや、政府作成のものとの大きな相違点は、夫が失業者、あるいは半失業者の状況にある者を加えており、失業対策としての姿勢を明確に表した点である。また、政府案でいつたん浮上しておきながら、対象として消えてしまつた私生児を入れている。これに対して赤松明子は、「かうした社会疾病の原因はすべて現在の資本主義制度そのものに胚胎するのであるから」として、階級的視点をここでも強調している。今中は、同盟の運動が婦人の勤労権と子供の生存権の保障を要求するもので、婦女新聞の当時に比べて質的発展が見られると評価した。⁽⁵³⁾ しかし、この法案は会期切れで上程されなかつたのである。

ところでこの五九議会は、恐慌期における働く女性の生活擁護、婦人参政権をめざす議会運動の頂点を画するものといわれている。⁽⁵⁴⁾ 同盟でも、労働組合法や母子扶助法のほかに、職業婦人保護立法獲得のような男性との同一利害にたつた要求、さらには婦人の政治的自由、産児制限の公認といった「女性独自の要求」ももつて議会の成り行きを見

守つていた⁽⁵⁵⁾。しかし衆議院では可決された婦人結社権案や労働組合法案は、貴族院において審議未了、民政党政府提案の婦人公民権でさえ否決となつたのである。このような議会の方向性は、次第に国民の間に失望感を広めていく。
同盟内でも「私共は現在のブルヂヨア議会に対し多く期待するものではないけれども、今度の議会程議会否認の思想を深く私共に植えつけたものは曾つてなかつた」として、「失業者は街に溢れ、無産階級の母と子供は餓えと寒さに泣いてゐる時に、議会では何がなされたか」と怒りをあらわにしている⁽⁵⁶⁾。

それは我が国の行方を暗い雲が覆いつつある予兆でもあつた。一九二八年六月の治安維持法改正緊急勅令、翌月には全国に特別高等課が配置されて以来無産運動は常に監視の的であつたが、特に一九三一年に入つた一月には、同盟でも無産婦人同盟と「徹底的婦選」獲得のために開催した無産婦人大会への凄まじい弾圧をうけている。このような日毎激しくなる弾圧と、議会における無力感のただようなかで、同盟は五月には早くから射程にいれていた総同盟系の労働婦人連盟との合同を実現し、無産婦人組織の強化をはかつた。またこのころより、同盟の中枢にいた明子の夫で、社会民衆党書記長であった赤松克麿は、国家社会主義グループへ急速に接近している⁽⁵⁷⁾。そして同盟は、やがて日本社会に大変動を呼び起す満州事変前夜にあつて、母子扶助法や無料託児所・無料産院設置、女中の待遇改善要求を三大要求として、今までの婦人参政権や勤労権との結びつきのなかでの運動といふよりは、一般大衆の切実な声をひろっていくことにますます力を注いでいくようになるのである。すなわち同盟は、「社会民衆党が政府の弾圧政策によつて急速に右翼化していくその影響を直截に受けて、婦人運動の大衆性を歪曲していくという弱点を露呈していつた」⁽⁵⁸⁾のである。

この年の九月には奉天郊外において柳条溝事件が発生、国民を覆う暗雲がついにその正体を現そうとしはじめていた。国家激動の時代のなかで社会民衆党は翌年五月には分裂し、国家社会主義を主唱する赤松を中心に日本国家社会

党が結成される。明子は夫に従い同盟を去り、七月に日本国家社会主義婦人同盟を結成した。一方、残された社会民衆党員は、全国労農大衆党と合同し、七月に社会大衆党を結成、翌月には同盟も無産婦人同盟と合同し、社会大衆婦人同盟が結成された。この社会大衆婦人同盟が、やがて婦選獲得同盟の主導で組織される母性保護連盟の一員として、母子扶助法制定運動に携わっていくのである。

四 母性保護論争と社会民衆婦人同盟の母子扶助法制定運動——その連續性と非連續性——

一九三四年社会大衆婦人同盟は、母子保護法制定に直接の貢献をはたした「母性保護法制定促進婦人連盟」（のち母性保護連盟）に参加する。連盟が当初、母子扶助のための法律案に、「特例につき妊娠中絶を認めようとする点」をいれようと考えていたことや、のちのちまで夫が失業という項目を入れていたところは、婦女新聞が展開した市民的婦人運動にはみられなかつた新しい方向性であつた。その方向性に影響を与えたのは、参加団体である社会大衆婦人同盟であつたが、その前身である社会民衆婦人同盟の運動の経験が布石となつてゐるのは明らかであつた。同盟の運動が産児制限運動と結びついていたこと、失業対策としての一面をもつていたことが連盟の運動に継承されたのである。しかし実際の活動において、前者は早い時期から構想のなにより消えており、後者は最後まで守ろうとしたが法律の条項にはついに加えられなかつた。そして母子保護法は、のちに戦時の人的資源確保のための法律として評価されていくような、大正時代から女性たちが望んで来た母子保護のための法律とは著しく性質を変えて、制定されることになるのである。いつたん、質的に発展した母子保護のための法律が変質した一因は、参加した無産女性団体がついにその方向を修正できなかつたところにも存在する。それは、彼女たちが組織の一部にすぎなかつたという限

界や、日増しに強くなる統制に対する戦略という事情にもよつたであろう。しかし一つには彼女たちが、その運動を支えた「女性の特殊な要求」に対し、支柱となる思想やそれを裏付ける理論をあいまいにしてきたところにも起因するのではないだろうか。そしてそのような芽は、既に前身である社会民衆婦人同盟の運動の時代から存在していたのである。

社会民衆婦人同盟の母子扶助法制定運動にさきがけて、一九二六年四月婦女新聞社は母子扶助法制定促進会を誕生させる。この「促進会」の活動は、「論争」の思想を具現化するために平塚らいてうが結成した新婦人協会の母性保護運動を継承する一面をもつていた。社主であり、運動の主唱者でもあつた福島四郎は、らいてうやわか同様、エレン・ケイの母性主義の信奉者であり、その母性保護思想の系譜を受けついで、「促進会」の活動を開始したのである。その「促進会」は、同盟の運動が開始されると同時に活動を暖かく見守り、声援をおくつた。それは福島が、いつたん救護法の登場を歓迎し、運動を打ち切つてしまつたものの、制定後もそれがなかなか実施されないことを危ぶみ始めていたからである。一九三〇年五月には、紙上に明子の「母子保護法制定の要求—実際的婦人運動へ—」の論文を二面にわたつて掲載、しかも赤松の大きな写真つきといふ破格の扱いをする。そして同盟が母子扶助法制定運動の具体的な方針を決定した六月の第二回全国協議会と、一〇月に三日間に亘り繰り広げた母子扶助法獲得デーについては、それぞれ、社説⁽⁵⁾で大きく取りあげた。福島がこのようないい意的な態度を示したのは、彼が「数年前本紙が先づ提唱し、愛読者諸君と共に三回に亘り実現運動を試みた母子扶助法制定の要求の運動は、最近社会民衆婦人同盟全国協議会の決議となつて、実現運動に着手せらるゝに至つた」⁽⁶⁾とし、「敢て吾等の播いた種が發芽したものとは言はないが、それと同じやうな喜びを吾等は感ずる」からであつた。⁽⁷⁾すなわち、社会民衆婦人同盟の運動には、山川菊栄が播いた種が無産運動に結実したという側面と同時に、市民的団体「促進会」の運動から続く継承的側面もあつ

たのである。そしてそれは、前者は菊栄というパーソンを通して、後者はケイの母性主義の系譜を受けついだ「促進会」の活動を通じて、同盟の運動が「論争」につながっていたことを意味している。

しかし次のような福島の主張のなかに、「促進会」と同盟の運動の間に横たわる断絶的な一面をみることができる。福島は同盟の運動の紹介をしたあと「母子扶助法を目前の失業対策の一つとすることは、あまりに問題を軽視した嫌ひがないでもない⁽⁶⁵⁾」と述べる。それは「失業対策の一として、母子扶助法要求には十分の理由がある」とその認識を認めたものの、福島にとっては母子心中の原因には夫の死別以外に、遺棄などの問題があり、「これ等は経済問題以上の人道問題であり道德問題であつて、どの無産党の世の中になつても、是等の不幸の減少は期待し得られない」ものであり、また「階級を超越しての婦人の要求であり、あらゆる階級の母性を通じての運動でなければならぬ筈」のものだったからである。⁽⁶⁶⁾ 福島がこのように言う背景には、「社会民衆婦人同盟が之に主力をそゝぐやうになつたのを見て、他の階級闘争運動と混同し、一種不安の眼を以て対する如きは、全女性のために遺憾この上もない⁽⁶⁷⁾」といふ無産運動への無理解と、運動の今後の展開への危惧がある。同時に、福島の主張がケイの母性主義から出発したものであり、階級闘争とは一線を画したものであるとの表明でもあつた。この時点において、両者の間に埋められたい溝がある。

しかし同盟は、運動をしだいに婦人参政権や、勤労権と結びついた上で生活権要求という立場から離れた母子扶助法要求の運動に終始していく。それは、運動への度重なる弾圧、母体政党社会民衆党の右傾化、無産者団体の要求に対する議会の冷ややかな反応、戦時体制に突入しつつある社会的な背景のなかでの、同盟の生存をかけた戦略であつたことは確かであろう。しかし、それは菊栄が主張した「婦人の特殊要求」の表面的な継承であつても、質的には著しく凋落した運動であつた。

菊栄は「論争」において母親と子どもに対する生活保護も認めていたが、それはあくまでも母親の「自主的な母性」の上に成り立つものであり、母性を強要するものではなかった。利潤を最優先させる現存の体制が労働と生活という人間が生きていく上で切り離せない両側面を不自然に切り離し、生活権を奪い取つて居るとの判断からであり、育児期にある女性の「母性」は生活者として切り捨てられない側面であった。しかし現在の男女の性別分業をあまりにも不均衡だとみた菊栄は、「自主的な母性」をあくまでも尊重したのである。

片山哲は法案提出に際して四つの理由をあげているが、その第三番目の理由「(前略) 子供ハ子供ラシク母親ノ手許デ自然ノ生長ヲ遂ゲサセルタメニ、斯ル家庭ニ対シテ國家ガ一定ノ母子扶助ヲ与ヘ(ル)ハ社会ノ義務」⁽⁶⁾は、子どもの生存権保障という点において、さらに母性が自主的に発現された状況の限りにおいては、菊栄の意に添うものだつたかもしだれない。事実、片山が第四の理由としてあげた「子女ノ養育に対スル觀念の變化」は、養育が私事ではなく社会的なものになつたというもので、その論の展開は「論争」時の菊栄の主張と重なる。しかし勤労権との結び付きを弱めたあとでの、第三番目の理由にある主張は、すべての女性の生き方が「母として生きること」つまり「母性」に収斂される可能性をもつていた。福島が同盟の主張に最後のところで贊意の言葉を濁したのは、彼がケイの母性主義にのつとり、幼い子どもを抱えた母親の就労に消極的だったせいもある。しかし母親を「子供の保育と教育に専念せしむる」⁽⁷⁾ために法案を望んだ福島と、「母子扶助制定の理由とその要領」のなかで同盟が挙げた理由、すなわち母親の「生計の維持と子女養育との二重の負担を免がれしめ、安んじて子女の養育に完からしめるために」とした見解の間に、どれほどの違いがあるというのか。同盟の主張は、母性主義を標榜する福島とその延長線でつながる可能性をもつていたのである。

また「婦人部論争」において、菊栄は婦人部には積極的に賛成するが、独立した婦人団体の組織化には懷疑的である

つた。日本の国情を考えるならば、弾力性をもつて臨機応変に対応しても差し支えないとその存在を一応認めながらも、将来は同一組織内での婦人部設置にとどめるのがよいと考えていたのである。それは菊栄が、労働者の「階級的隸属」と女性の「封建的隸属」とを統一的にとらえたからであつた。だからこそ「男女を同一団体に組織⁽²⁾」し、共に闘うことこだわったのである。それは資本主義の下での女性は人間にも女にもあらず、前者を強調すれば「単なる富を作る機械」、後者を主張すれば「子を産む器械」になるとの認識につながつてゐる。菊栄は、女性独自の要求が一人歩きした時、そのすべての要求が「母性」に収斂され、やがては自主的な「母性」から、他者から強要される「母性」へと変容する可能性を見抜いていたのである。その意味で政治的参加が許されていないとの事情があつたにせよ、女性だけで独立して存在する同盟と菊栄の理想との間には、初めから距離があつた。その同盟が婦人參政権運動や勤労権の要求というスタンスから離れて展開した母子扶助法要求の運動が「凋落していつた」⁽²⁾のは、菊栄に言わせれば必然的な結果であつたのかもしれない。

同盟から離れ、赤松明子らが結成した日本国家社会婦人同盟のなかには、菊栄が最も恐れたであろう、変容を見ることができる。すなわち、日本国家社会婦人同盟は「一君万民の国民精神に基き搾取なき新日本の建設」を綱領にかけ、「母性の完全なる発揚」をうたい、母子扶助法制定の要求を「国家的母性」の立場から要求していくことになつたのである。⁽²⁵⁾その後、母性保護連盟の運動を経て成立した母子保護法の誕生の背景をみてみれば、この日本国家社会婦人同盟の方針が極端なものであつたのではなく、むしろその後の運命を暗示していたことがわかる。そうであるならば、菊栄から断絶した一面の大きさは計り知れない。

五 おわりに

本稿では、社会民衆婦人同盟による母子扶助法制定運動を概観してきた。母性保護論争で展開された山川菊栄の思想が、無産婦人運動へ引き継がれることを論証し、同盟の運動がその流れのなかにあつたことを明らかにした。またこの運動が、平塚らいてうや山田わかの母性主義の思想的系譜を担つた婦女新聞社の市民的運動を継承する側面をもつていたことにも論及した。しかし両者の間には、埋められない溝があつた。それは同盟が、母子扶助の要求の動機となつた母子心中を、社会的原因によるものとし、失業対策のなかの一環として位置づけたことである。確かに、ここには、かつての婦女新聞社の要求の論拠にはみられない質的な発展がみられる。運動の主導者、福島四郎も母子扶助を権利として要求したが、それはエレン・ケイの母性主義・児童擁護主義に基づいており、同盟のように社会的原因を追求するよりも人道的原因を重視した。それは市民的運動と、階級的視点で運動を展開する無産運動という異なる立場にたつ者たちにできる当然の溝であつたともいえよう。福島は良民養成の場としての家庭を重視し、そのためにも母が安んじて育児に専念できる母子扶助法を要求したのである。

一方、当初の同盟は、婦人参政権の獲得に代表される女性の地位の向上や、勤労権の獲得と結びついた生活権を求める運動の一環として母子扶助法を要求した。この時点で、同盟の運動方針は、女性の「封建的隸属」と労働者の「階級的隸属」を切り離せないものとして、「女性独自の要求」を運動の課題にのせていく必要性を訴えた菊栄の主張、そのものを受け継いでいたといえよう。菊栄が婦人部論争で、あくまでも男女の共同組織内部での婦人部の存在にこだわり、女性独自の団体には懷疑的であったのは、女性の解放と労働者の解放は両者一丸となつて勝ち取られな

ければならないと考えていたからにほかならない。しかし満州事変勃発直前の暗い時期にさしかかるにあたって、政府の弾圧、母体政党である社会民衆党の右傾化と選挙での大敗、労働者の要求を次々に葬りきる議会という状況に直面した同盟は、しだいに参政権や労働権獲得の要求を後退させ、より女性の直接的具体的な要求に密着した矮小化された大衆運動にその勢力を傾けていく。しだいに男女一体の要求という視点よりも、より“女性独自の要求”にとらわれていくようになるのである。その先鋒としてかつがれたのが、母子扶助法の制定であった。同盟が提示した母子扶助法案の提案理由には、子供の成長にとって母親の愛情がかかけないものであるから、母親を生計の維持と養育の二重の負担から放ち、養育に専念させるためにとの見解があげられている。参政権や勤労権の獲得を全面に出さずに叫ばれるこの要求と、福島が母性主義の思想を全面に提出して要求した思想との間に、どれほどの隔たりがあつたといえるのだろうか。その思想は、戦時体制の下で、女性たちの“母性”を容易に“軍国の母”に収斂させる下地を用意したのである。

実は、母子保護法が戦時の人的資源政策としての側面をもつまでにいたつた道程には、もう一つの試金石が用意されていた。それは、菊栄が「婦人の特殊要求」のなかで示した、他民族に対する視点である。菊栄は、最低賃金を要求するさいに、内地人として搾取されていた朝鮮人や台灣人たちの存在も見落とさなかつた。それは、菊栄が“性”と“階級”と“民族”的問題をひとつの問題としてとらえていたからであつた。「女性に対する男性の支配、労働者に対するブルジョアの支配、被征服民族に対する征服民族の支配は、みな私有財産の発達に附隨して起つた現象」と三つの隸属を資本主義の発展とともになう現象として把握したのである。

しかし、満州事変をして同盟が示した見解は、「無產階級のみが多大の犠牲を払つて確保した満蒙の権益は、当然無產階級のみに与へるべきである。満蒙権益の社会主義的管理は正義の叫びである」であり、「この意味に於

て本年の私共の闘争は、社会主義日本建設に向つて集中されねばならぬ。而して母子扶助法、無料託児所、無料産院、女中の待遇改善等の諸要求は凡てこの闘争に結びつけられて闘はれるべきである⁽¹⁾として、母子扶助法の要求をはじめとした“女性の特殊な要求”は位置付けられたのである。菊栄の三位一体の認識は、ここでは共闘の線を越え、むしろ対立の構図で語られる。同盟が示した女性たちの要求は、政府の植民地化政策の前提の上になされている。“性”と“階級”と“民族”を一体とした認識が瓦解したとき、女性たちの“性”に根差した要求は、どのように変質するのであらうか。

そのもつとも極端な形を、同盟から離れ、赤松明子らが結成した日本国家社会婦人同盟のなかにみることができる。すなわち日本国家社会婦人同盟は、母子扶助法制定の要求を「国家的母性」の立場から要求していく、自らが“母性”を強要される“靖国の母”“國母”となる道を選んだのである。そしてその後の母子保護法成立の過程をみていくれば、それが決して女性たちのなかに突然変異的に生まれた主張でなかつたことは明らかであつた。菊栄が「論争」で展開した自主的な“母性”的主張と、“性”を“階級”や“民族”的問題と統一してとらえていく視点こそ、母子保護法を人的資源政策へと歪曲させていく際の唯一つのブレーキとなり得た存在だったのである。

註

- (1) 山高しげり『わが幸はわが手で』ドメス出版、一九八二年、一三一—四頁。
- (2) 抽稿「児童福祉政策の萌芽期とその行方—『婦女新聞』の母子扶助法制定促進運動と内務省の児童保護政策という二つのファイルターを通して—」『社会事業史研究』第二七号、一九九九年一〇月。
- (3) 石月静江は、その一連の成果を『戦間期の女性運動』(東方出版、一九九六年)にまとめた。
- (4) 今中保子「戦前における母子保護法制定運動の歴史的意義」『歴史評論』三六一号、一九八〇年。

社会民衆婦人同盟の母子扶助法制定運動

- (5) この時代の「母性保護」という言葉がもつ概念は、現在一般に使われている女性労働者に対する労働条件上での保護を指すのにとどまらない。たとえば母性保護論争で与謝野晶子、平塚らいてうらの間で争点となつた「母性保護」のしめす中心的な概念は、母子に対する経済的保障であり、その対象は専業主婦を含む母親たち全般であった。このようだこの時代の「母性保護」の概念は、「母性」にかかる広範なものである。
- (6) 山川菊栄「婦人を裏切る婦人論を評す」『新日本』第八巻第八号、一九一八年八月（香内信子「資料母性保護論争」ドメス出版、一九八四年）
- (7) 同右、（一三〇頁）。
- (8) 山川菊栄「与謝野、平塚二氏の論争」『婦人公論』第三年九号、一九一八年。（九月『現代生活と婦人』に「母性保護と経済的独立」として収録（香内、(6)前掲資料）。
- (9) 同右（一四〇—一四一頁）。
- (10) 同右（一三九頁）。
- (11) 同右（一四六頁）。
- (12) 拙稿「新婦人協会とハルハウステー平塚らいてうの母性保護思想の実践と、山田嘉吉、わか夫妻の果たした役割」（『社会福祉学』第三九一一号、一九九八年六月）を参照のこと。
- (13) 山川菊栄「平塚明子氏へ－新婦人協会に関する所感－」『婦人公論』一九二一年四月号（鈴木裕子編『山川菊栄女性解放論集2』岩波書店、一九八四年収録、六頁）。
- (14) 同右。
- (15) 拙稿「婦女新聞の『母子扶助法制定促進会』創設とエレン・ケイの母性／児童保護思想の系譜」（『社会福祉学』第四〇一一号、一九九九年六月）を参照のこと。
- (16) 鈴木裕子「解説」（鈴木編、(13)前掲書、三二六頁）を参照のこと。
- (17) 山川菊栄『おんな二代の記』平凡社、一九七二年、二七二頁。
- (18) 犬丸義一「日本におけるマルクス主義婦人論の歩み－戦前編－」女性史総合研究会編『日本女性史(5)現代』東京大学出版会、一九八二年、一五六頁。
- (19) 山川菊栄「婦人の特殊要求について」『報知新聞』一九二五年一〇月五日から一六日まで連載（鈴木編、(13)前掲書、一一七頁）。
- (20) 同右（一一八頁）。

(21) この辺りの状況については拙稿「大正時代からの子育て支援へのメッセージー歴史的連続性と今日への視座ー」『同志社社会福祉学』第一一号、一九九七年、(九九一〇〇頁)でも説明した。

(22) 山川、(17)前掲書、二七三頁。

(23) 同右。

(24) 鈴木、(16)前掲書、三二八頁。

(25) 鈴木裕子「解説」鈴木編『日本女性運動資料集成(第4巻生活・労働)I』不一出版、一九九四年、四〇頁。

(26) 山川菊栄生誕百年を記念する会編『現代フェミニズムと山川菊栄』大和書房、一九九〇年、二二七頁。

(27) 桜井絹江『母性保護運動史』ドメス出版、一九八七年、五六頁。

(28) 犬丸、(18)前掲論文、一五八頁。

(29) 山川菊栄「婦人同盟と組合婦人部」『大衆』一九二六年九月号(鈴木編、(13)前掲書、一九二一九六頁)。

(30) 「改称の挨拶」鈴木裕子編『日本女性運動資料集成(第五巻生活・労働)II』不二出版、一九九三年、二一〇頁。

(31) 「社会民衆婦人同盟宣言・綱領・政策・会則」(同右書、二一一頁一)。

(32) 同右、二二〇頁。

(33) 同右、二二一頁一。

(34) 同右。

(35) 石月、(3)前掲書、二五六頁。

(36) 「宣言」一九二九年一二月八日(鈴木、(30)前掲書、二一七頁)。

(37) 「研究会を確立せよ」『民衆婦人』第二五号、一九三一年六月二十五日(鈴木、(30)前掲書、三〇三頁)。

(38) 「今後の運動方針」「全國協議会決定」一九三九年一二月八日(鈴木、(30)前掲書、二一六頁)。

(39) 「宣言社会民衆婦人同盟本部」一九三九年一二月八日(同上書、二一六頁一)。

(40) 同右。

(41) 同右。

(42) 赤松明子「婦人の政治結社権と母子扶助法の問題」『労働婦人』第二六冊、一九三〇年一月。なお、婦人部との表現は『民衆婦人』(第七号、一九二九年一二月十五日)でも、社民党婦人部との表現で使われている。

(43) 赤松明子「母子保護法制定の要求—実際の婦人運動へ—」『婦女新聞』一五六一号、一九三〇年五月一〇日。

社会民衆婦人同盟の母子扶助法制定運動

(44)

「新らしき闘争へ」『民衆婦人』第九号、一九三〇年二月二十五日（鈴木、(30) 前掲書、二七二頁）を参照のこと。

(45)

「労働組合と無産政党」（労働婦人）第一九冊、一九二九年六月）では、市町村会議員選舉における社会民衆党の好成績の一因を労働組合と政党の密接な関係に求めて、より強い組合の所に強い政党ありとの結論に帰着しているのであれば、この時期、同盟がこの方向性を持ち出してきたのも当然であろう。

(46)

『報知新聞』一九三〇年六月二二日（鈴木裕子編『日本女性運動資料集成（第七卷生活・労働）IV』不二出版、一九九五年、七五二頁）。

(47)

「母子扶助法制定の理由とその要項 社会民衆婦人同盟」一九三〇年七月二六日（鈴木、(30) 前掲書、二二九頁ー）。

(48)

「社民婦人同盟産児制限協会趣意書 社民婦人同盟産児制限協会」一九三〇年九月二〇日（同上書、二三三二頁ー）。

(49)

「母子扶助法獲得の旗を進めて」『民衆婦人』第一八号、一九三〇年一月二十五日（鈴木、(46) 前掲書、七五五頁ー）。

(50)

「宣言 社会民衆婦人同盟第一回全国大会」一九三〇年二月六日（鈴木、(30) 前掲書、二三九頁ー）。

(51)

「母子扶助法自主的労法獲得の叫び全國に漲る—全國の同志は我等の闘争デーを如何に闘つたか」『民衆婦人』第二二号、一九三一年三月二十五日（鈴木、(46) 前掲書、七八八頁ー）。

(52)

「母子扶助法案」母子扶助法第一條 左ニ掲タル者貧困ノ為生活スルコト能ハサルトキハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス 一 滿十四歳未満ノ兒童一人又ハ數人ヲ養育スル寡婦ニシテ其ノ財産又ハ収入カ家庭ノ生活ヲ保障シ得サル者 二 離別セル妻ニシテ滿十四歳未満ノ兒童一人又ハ數人ヲ養育シ夫ヨリ扶助ヲ受ケサル者 三 滿十四歳未満ノ兒童一人又ハ數人ヲ養育スル妻ニシテ夫（内縁ノ夫ヲ含ム）カ左ノ各號ノニ該當スルトキ イ 瘟疾ノ者 ロ 精神病院ニ入院セル者 ハ 刑務所ニ拘禁中ノ者 ニ 失業者ホ半失業状態ニ在ル者 ヘ 一家ヲ扶養スルコト能ハサル者 四 滿十四歳未満ノ兒童一人又ハ數人ヲ養育スル婦人ニシテ兒童ノ父ニ遺棄セラレタル者 五 妊婦ニシテ分娩ノ為扶助ヲ要スル者 六 第一號第二號及第四號ノ母ノ地位ニ代ルヘキ兒童ノ祖母、曾祖母及高祖母 前項ノ兒童トハ嫡出子、庶子、私生子及養子ヲ謂フ 第二條 第一條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クヘキ兒童カ年齢滿十四歳ニ達シタル場合ニ於テモ病弱又ハ労働不能ナルトキハ滿十六歳ニ至ル迄扶助ヲ受クルコトヲ得 第三條 扶助金額ハ兒童一人ナルトキハ一日一圓七十錢爾餘一人ヲ増ス每ニ五十錢ヲ加フルモノトス但シ疾病ノ場合ニハ臨時増額スルコトヲ得 第四條 扶助ニ要する費用ハ全部國庫ノ負擔トス 第五條 本法施行ニ關スル一切の事務費ハ國庫ノ負擔トス 第六條 内務省の管下ニ母子扶助委員會ヲ設ケ給與ニ關スル一切ノ事務ヲ取扱フ 附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 本法施行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム（官報号外「第五十九回帝国議会衆議院議事速記録第三十二号」昭和六年三月二十四日発行より転記）

(53) 赤松明子「母子扶助法制定の理由とその要項」『社會政策時報』一二三号、一九三〇年一二月、九五頁。

- (54) 今中、(4)前掲論文、九二一九三頁、九七頁。
- (55) 同右、九四頁。
- (56) 「我等は如何に議会運動を闘ふべきか」『民衆婦人』第一〇号、一九三一年一月二五日（鈴木、(30)前掲書、二九〇頁）。
- (57) 「新らしき闘争方針を確立せよ—第五十九議会をかく批判す」『民衆婦人』第二二号、一九三一年三月二十五日（同右書、二九二頁）。
- (58) この辺りの状況は、田中真人「『満州事変』と國家社会主義」渡部徹編『日本社会主義運動史論』三一書房、一九七三年（三四六頁）に詳しい。
- (59) 今中、(4)前掲論文、九三頁。
- (60) 山高、(1)前掲書、一六頁。また同書（二九頁）によると日本産児調節婦人同盟が運動への参加を決めていたこともわかる。
- (61) 赤松明子、(43)前掲論文。
- (62) 『婦女新聞』一五六九号、一九三〇年七月六日／『婦女新聞』一五八三号、一〇月一一日。
- (63) 同右、一五六九号。
- (64) 同右。石崎昇子は「母性保護・優生思想をめぐつて」（『婦女新聞』を読む会編『『婦女新聞』と女性の近代』不二出版、一九九七年）において、筆者と同じ号を用いて、福島が同盟の運動に「何ら連動を示さなかつた」と分析したが、この箇所を読む限りこの分析はあるてはまらない。
- (65) 『婦女新聞』前掲一五六九号。
- (66) 同右。
- (67) 『婦女新聞』前掲一五八三号。
- (68) 同右。
- (69) 『官報号外』昭和六年三月一四日、衆議院議事速記録三一號九一九頁。
- (70) 『婦女新聞』前掲一五六九号。
- (71) (47)前掲論文。
- (72) 山川菊栄「國際婦人デー」『東京朝日新聞』一九二三年三月七日から一一日まで連載（鈴木、(13)前掲書、三九頁）。
- (73) 同右（四一頁）。
- (74) 今中、(4)前掲論文、九六頁。

- (75) 鈴木裕子「解説」鈴木編『日本女性運動資料集成（第六巻生活・労働）Ⅲ』不一出版、一九九四年、一一一頁。
- (76) 山川、(72)前掲論文（鈴木編、三四頁）。
- (77) [昭和七年は如何に戦はれるべきか]『民衆婦人』第三一号、一九三一年一二月二十五日（鈴木、(30)前掲書、三一三頁-）。